

寒河江市告示第4号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、令和7年3月3日から令和7年3月18日まで（午前8時30分から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）、寒河江市上下水道課事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月3日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

記

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
令和7年3月31日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
大字寒河江（字上野、字内の袋）、大字西根（字石川東、字石川西）、小沼町、高瀬台、落衣前、中央工業団地。
上記の一部（合計面積20ha）
- 3 供用を開始する排水施設の位置
別紙図面のとおり
- 4 供用及び処理を開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式
- 5 下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称
 - ① 位 置 寒河江市大字日田字前野200番地
 - ② 名 称 寒河江市浄化センター

寒河江市公共下水道供用開始区域図

